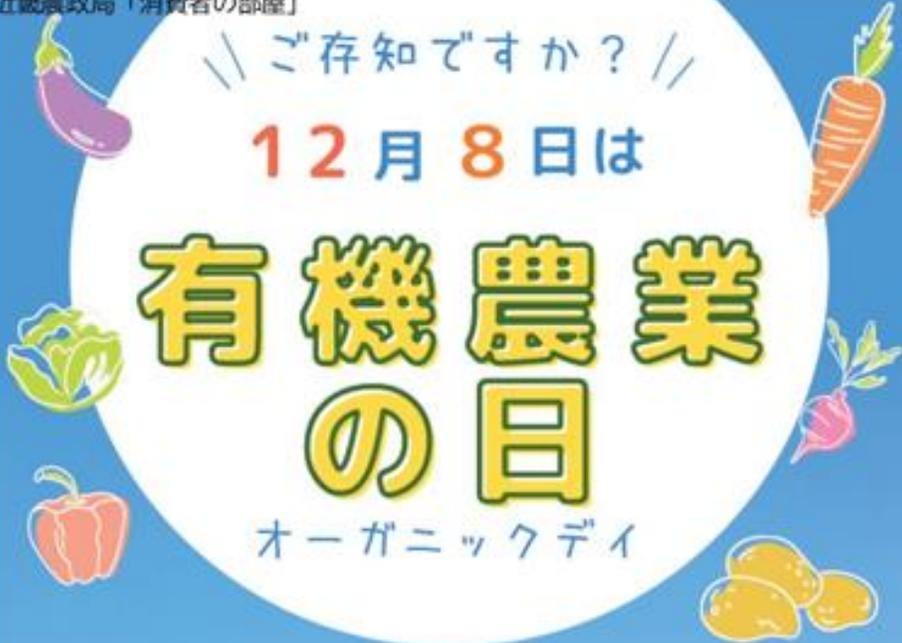


!! ご存知ですか? !!

12月8日は

有機農業 の日

オーガニックデイ



有機農業推進法が成立してから10周年を記念し、2016年に、12月8日が記念日「有機農業の日」として制定されました。

今回の「消費者の部屋」展示では、農林水産省の「有機農業の日」の取組や有機農業、有機食品についてポスター展示でご紹介します。

展示
期間

令和7年12月3日(水)～12月12日(金)

展示
場所

京都堀川下長者町郵便局 「展示コーナー」

京都市上京区西堀川通出水上る耕屋町1

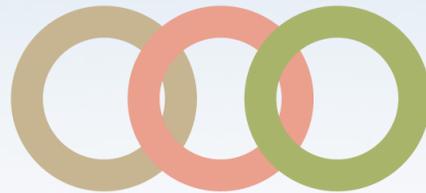
(京都市バス「堀川下長者町」下車すぐ)

お問合せ先

近畿農政局 消費・安全部 消費生活課
電話：075-414-9771 (直通)
生産部 環境・技術課
電話：075-414-9722 (直通)

農林水産省
近畿農政局

「有機農業の日」
特設サイトはこちら!



有機農業の日

展示期間

令和7年12月 3日(水)

～ 12月12日(金)

展示場所

京都堀川下長者町郵便局

「展示コーナー」

※詳しくは近畿農政局ホームページをご覧ください。

12月8日は
有機農業の日
(オーガニックデイ)



自然の恵みを次世代へ



未来を育む 有機農業の農地

地球温暖化防止

CO₂削減

有機物の
施用

土壤炭素貯留量を増加させ、間接的に大気中のCO₂削減に繋がる

(有機農業の温室効果ガス削減量：1.04tCO₂/ha/年)

土づくり

土壤生物は土の力を維持・増進する役割を持つ

有機物を栄養源として土壤生物が増える

作物体の支持

養分供給

土壤生物が増えることによって、**土壤の機能を維持・発揮できる**

生物多様性保全

殺虫剤を
使用しない

除草剤を
使用しない

ほ場周辺の虫が増える

害虫の天敵となる虫が増える

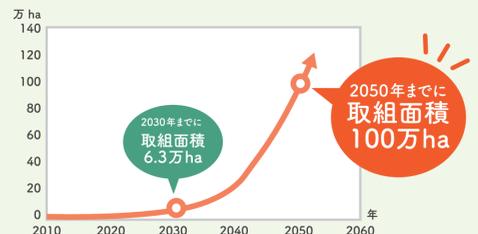
ほ場周辺の植物種が多様

植生を餌場・休息場に使用しているカエル等が増える

(広い範囲でカエル等が増えることで)鳥類が増える

結果、有機農業のほ場の周辺は、**多様な生物の住処になっている**

みなさんが有機農産物を選ぶことで農村の生物多様性や地球を守ることに繋がります。環境にやさしい消費にご協力をお願いします。農林水産省は有機農業など、環境にやさしい農業を推進し、2050年までに有機面積を100万haに拡大する目標を目指して取り組み中です。



有機食品はなぜ高い？

未来に繋がる価値ある選択を



除草剤や殺虫剤などの化学農薬を使用しない

雑草対策、害虫対策などに手間がかかる

栽培コストがかかる



化学肥料・農薬を使わないため収量が下がる

有機農産物は慣行農産物に比べて1.5倍～1.8倍の価格差があります

流通コストがかかる

生産者一人あたりが負担する流通コストが大きい

有機 JAS 認証を取得するためには、2年間以上*、ほ場が有機的管理をされていることが条件

つまり！有機的管理1～2年目は、有利販売はできない

※ 単年作物は2年、多年作物は3年

このマークが目印！

有機 JAS 有機農産物

有機 JAS 有機農産物

有機 JAS 有機農産物

1年目 2年目 3年目

栽培コスト上昇・収量低下の2重苦なのに有利販売はできないという状況

慣行 ↓

有機 ↑

小売店は有機農産物を取り扱いにくい

宅配便などを使って店舗に納品

有機農産物は「慣行農産物より高い」「慣行農産物ほどまとまった量を調達できない」「慣行農産物ほど安定的に調達できない」という理由から、小売店はロスを懸念し、取扱量を増やせない

慣行 ↓

有機 ↑

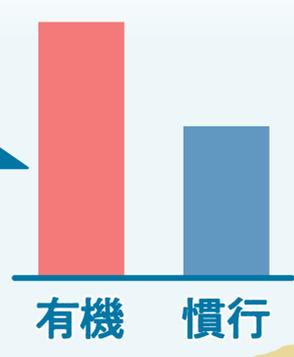
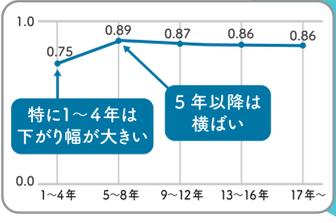
有機 JAS 有機農産物

有機 JAS 有機農産物

有機 JAS 有機農産物

1年目 2年目 3年目

栽培コスト上昇・収量低下の2重苦なのに有利販売はできないという状況



慣行 ↓

有機 ↑



小売店は有機農産物を取り扱いにくい

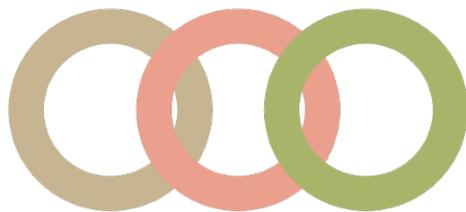
有機農産物は「慣行農産物より高い」「慣行農産物ほどまとまった量を調達できない」「慣行農産物ほど安定的に調達できない」という理由から、小売店はロスを懸念し、取扱量を増やせない

生産者の利益を確保しつつ、有機農産物を消費者の手の届きやすい価格で供給できるよう、農林水産省は、有機農産物の流通効率化等に取り組んでいます。環境にやさしい農業に取り組む生産者を応援するために、有機農産物・食品の積極的な選択をお願いします。

「有機農業の日」

オーガニックデイ

12月8日は



有機農業の日

有機農業って“やさしい”農業

有機農業とは、化学肥料や化学農薬を原則使わず、可能な限り環境に配慮した栽培方法です。土壌環境や生物の多様性など、農業生態系を守ることに繋がります。皆さんの身近なところにも、オーガニックな「モノ」「コト」があふれています。有機農業の日(オーガニックデイ)をきっかけに、新しい体験をしてみませんか？

「有機農業の日」って知ってる？

有機農業推進法の成立・施行から10周年を記念し、2016年に、一般社団法人 次代の農と食をつくる会により、12月8日が「有機農業の日」として制定されました。

「有機農業の日」特設サイトはこちらから▶
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/yuuki/yuki2025/yukinohi2025.html>



農林水産省

「有機農業の日」特別期間の取組

2025年の「有機農業の日」特別期間は
11月14日(金)～12月14日(日)

昨年特別期間の様子をご紹介します。詳細は特設サイトをチェック!



学校給食での有機農産物等の利用

特別期間中1日のみ、1品のみ、1品目のみでもOK!
昨年は全国67の市区町村にご協力いただきました。
中には生産者さんによる特別授業を実施した学校も!

有機農産物等を使用した給食の様子
(栃木県小山市)



小売事業者等による有機食品の販売促進

特設コーナーの設置や当チラシの掲示等で販売促進を!
昨年はスーパー、ECサイト、道の駅、直売所など、
全国70の事業者にご協力いただきました。

有機農産物特設コーナーの設置
(愛知県岡崎市)



自治体や事業者主催の有機農業関連イベント

全国各地のイベント情報は特設サイトをチェック!
#有機農業の日 #オーガニックデイ の投稿も大募集!
昨年は全国44件のイベント情報を掲載しました。

有機農業PRイベントの開催
(熊本県南阿蘇村)



「有機農業の日」の取組に
ご協力いただける自治体・事業者を募集中!!

特設サイトから取組のご応募をお願いします!

特設サイト
はこちら



地球にやさしい目印です。



有機 JASマーク

詳細はこちら ▶



有機食品とは

農薬や化学肥料、添加物といった化学物質にできるだけ頼らず環境に配慮して生産された食品のことです。



有機 JASマークとは

第三者機関から認証を受けた生産者や製造者により、国際的にも通用する有機JASの基準に基づいて日々の管理が行われた証です。

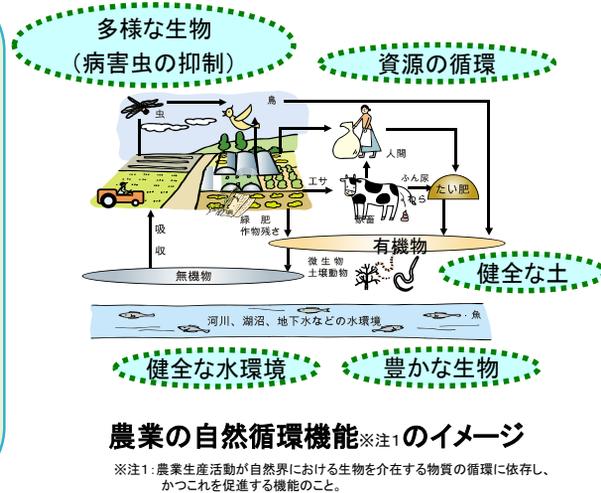
農産物、畜産物とこれらの加工食品は、有機JASマークがないと「有機」や「オーガニック」と表示できません。



MAFF
Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries
農林水産省

有機農業・有機農産物とは

- ✓ 食料・農業・農村基本法において、農業については、食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、**農業の自然循環機能**（注1）が維持増進されることにより、**その持続的な発展が図られなければならない**とされています。
- ✓ また、国は農業の自然循環機能の維持増進を図るため、**農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進その他必要な施策を講ずるもの**とされています。



有機農業とは

有機農業は、生物の多様性、生物的循環及び土壌の生物活性等、農業生態系の健全性を促進し強化する全体的な生産管理システムであり、国際的な委員会（コーデックス委員会※2）が作成した「ガイドライン※3」に、その「生産の原則」が規定されています。

我が国では、平成18年度に策定された「有機農業推進法※4」において、有機農業を「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。」と定義されています。

※注2: コーデックス委員会とは、消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として、1963年にFAO及びWHOにより設置された国際的な政府間機関。国際食品規格の策定等を行っており、我が国は1966年より加盟。

※注3: 有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン(CAC/GL32-1999)

※注4: 有機農業の推進に関する法律(平成18年法律第112号)

有機農産物

有機農産物とは、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において、

- ・ 周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように必要な措置を講じていること
- ・ は種又は植付け前2年以上化学肥料や化学合成農薬を使用しないこと
- ・ 組換えDNA技術の利用や放射線照射を行わないこと

など、コーデックス委員会のガイドラインに準拠した「有機農産物の日本農林規格」の基準に従って生産された農産物のことを指します。

この基準に適合した生産が行われていることを第三者機関が検査し、認証された事業者は、「有機JASマーク」を使用し、有機農産物に「有機〇〇」等と表示することができます（逆に、認証を受けていない農産物に「有機〇〇」等の表示を行うことはできません）。



○ 【令和7年12月3日(水)～12月12日(金)】

京都堀川下長者町郵便局

での展示の様子】

